

# 地域振興県土警察常任委員会資料

(平成25年6月25日)

- 大学生サポーター「COMPASS」の委嘱式・研修会の  
開催について ..... 1  
(生活安全部少年課)
- 平成25年夏の交通安全県民運動の実施について ..... 3  
(交通部交通企画課)
- 自動車保管場所証明に係る申請手数料の過誤納事案の発生  
について ..... 4  
(交通部交通規制課)

警 察 本 部

# 大学生サポーター「COMPASS」の委嘱式・研修会の開催について

平成25年6月25日  
鳥取県警察本部  
(生活安全部少年課)

## 1 大学生サポーターの目的

少年の兄、姉世代の視点から指導・助言できる大学生を少年警察ボランティアとして委嘱し、警察が行う地域における少年健全育成活動を支援させるもの。

## 2 委嘱式・研修会の開催

### (1) 委嘱式の開催状況

平成25年6月8日(土)、鳥取県警察本部大会議室において、大学生サポーター77人のうち新サポーター36人に対し、警察本部生活安全部長から警察本部長の委嘱状を交付し、活動へ期待するあいさつ後、大学生サポーターの代表者が決意表明した。



【委嘱式の状況】

### (2) 研修会の開催状況

- 少年課長等による少年非行概況や活動内容等を説明すると共に先輩サポーターから新サポーターに向け、これまでの活動状況や活動の感想等を発信する発表があった。
- 少年への声かけ、少年との触れ合い方等の補導活動要領をロールプレイングにより指導した。



【ロールプレイング】

## 3 平成24年度の主な活動

### (1) 街頭広報活動

少年が使用する携帯電話等へのフィルタリング普及啓発活動に広報啓発員として参加した。

### (2) 非行防止活動

非行防止を目的とした、ガイナレ鳥取と連携した非行防止サッカー教室や鳥取県防犯少年柔道・剣道大会に支援員として参加した。

### (3) 立ち直り支援活動

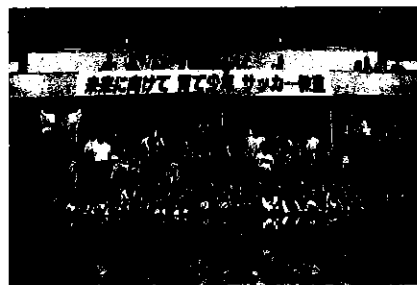
問題行動のある少年の農業体験を活用した立ち直り支援に支援員として参加した。

### (4) 研修活動

高校生ボランティア・大学生サポーターサミット'2013における活動報告やいじめをテーマとした意見交換により、今後の活動の充実等を図った。



【フィルタリング普及啓発キャンペーン】



【非行防止サッカー教室】

#### 4 活動の反響

- (1) 子どもたちと同じ目線に立って取り組みたい。
- (2) 非行に走る子どもたちは、過去に心に傷を負ったり、さみしさを経験していることから、偏見の目で見えてはいけなと考えた。
- (3) 今年で3年目となる。活動が低調であったが、皆さんのサポートの話を聞いて、今年は積極的に参加したい。
- (4) ボランティア活動を通して得たものを、今後の就職や人生に向けての参考とできるような活動をしたい。

#### 5 今後の活動予定

- (1) 街頭補導活動(7月)  
JR駅前等におけるフィルタリング普及、条例周知等の広報活動への参加
- (2) 非行防止活動(7, 10月)  
ガイナレ鳥取との非行防止サッカー教室、鳥取県防犯少年柔道・剣道大会への参加
- (3) 立ち直り支援活動(6月～10月)  
農業体験による少年の立ち直り支援活動への参加

## 平成25年夏の交通安全県民運動の実施について

平成25年6月25日  
警 察 本 部  
(交通部交通企画課)

夏の交通安全県民運動について、以下のとおり実施します。

### 1 実施期間

7月16日(火)から7月25日(木)までの10日間

### 2 実施重点

- (1) 子どもと高齢者の交通事故防止
- (2) 飲酒運転の根絶
- (3) チャイルドシートと全ての座席のシートベルトの着用の徹底
- (4) 自転車の安全利用の推進

### 3 日を定めて実施する運動

7月16日(火)～交通安全にみんなで参加する日及び交通マナーアップ強化日

### 4 主な行事予定

各警察署が、関係機関・団体と連携して以下の取組を行う。

#### (1) 交通安全パレード(鳥取警察署)

7月16日(火)、鳥取市役所前において、鳥取市長、鳥取警察署長、関係機関・団体等が参加し、運動開始式を実施後、参加者(約200人)が警察音楽隊を先頭に若桜街道をパレードする。

#### (2) 自転車指導(郡家警察署)

JA共済連鳥取と連携して、7月18日(木)、県立八頭高等学校において、自転車事故の危険性をスタントマンによる自転車交通事故の実演を通じて生徒に認識してもらい、自転車安全利用教室を開催する。

#### (3) チャイルドシート使用の指導(各警察署)

保育園等において、園児を送迎する保護者に対し、チャイルドシートの正しい使用を指導する。

#### (4) 高齢者宅訪問活動(各警察署)

7月12日(金)から31日(水)までの間を、交通安全運動と連動した「高齢者訪問活動強化期間」に設定し、交通安全指導と反射材貼付活動を実施する。

#### (5) 飲酒運転撲滅運動(各警察署)

飲食店等の酒類提供者、来客に対し、飲酒運転の根絶、ハンドルキーパー運動の呼び掛けを実施する。

平成24年の実施状況



## 自動車保管場所証明に係る申請手数料の過誤納事案の発生について

平成25年6月25日  
警察本部  
(交通部交通規制課)

### 1 事案概要

- (1) 平成25年4月29日に倉吉警察署管内の居住者からの問い合わせで、昨年6月に軽自動車の検査等に必要ない自動車保管場所証明申請を受理し、2,650円(申請手数料2,100円、標章交付申請手数料550円)分の手数料(鳥取県収入証紙)を受納していることが判明した。
- (2) 本件判明後、同種事案の有無を確認するため、警察署に保管中の申請書類(平成20～24年度分:文書保存期間5年)について、警察署の軽自動車の調査を実施した。

### 2 申請手数料の過誤納件数等

全警察署を調査した結果、過去5年間で8警察署で21件(合計52,900円)の過誤納事案が判明した。

【内訳】対象となる申請 21件

- ア 申請手数料(2,100円)と標章交付申請手数料(550円)を還付するもの  
16件(16件×2,650円=42,400円)
- イ 申請手数料(2,100円)のみ還付するもの  
5件(5件×2,100円=10,500円)

### 3 発生原因等

- (1) 窓口担当者が、申請された際、確認不足により軽自動車の申請を受けたこと。
- (2) 本件申請者の方から聞き取りをした結果、
  - ・ 軽自動車の車庫証明が必要と勘違いした
  - ・ 自動車の販売業者に任せ、申請は業者がした
  - ・ 軽自動車の届出が必要な地域だと思った等が判明した。

### 4 事案への対応

申請者に連絡をとり、還付手続きを実施している。

### 5 再発防止対策

- (1) 窓口での誤申請防止  
警察署交通課窓口にて、軽自動車の誤申請を防止する注意書を表示して注意を喚起し、窓口担当者が、自動車の大きさから軽自動車と疑われるものについて、申請者に対して確認を行い、誤って受理しないよう徹底した。
- (2) 県警ホームページの修正  
県警ホームページの保管場所申請関係のページに「軽自動車の車庫証明は不要である。」旨の表示を加え、注意喚起を行った。
- (3) 関係団体への協力依頼  
鳥取県軽自動車協会に文書を発出し、同協会を通じて県内の軽自動車販売店に対し、軽自動車の検査等には保管場所証明(車庫証明)が不要なことについて、再周知を依頼した。



